

質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長 (経営企画部秘書広報課、総務部職員課、健康福祉部市民健康課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

韓国安東市訪問に際する危機管理等

2 質問の要旨

- 1 秘書広報課として議員が副議長はじめ、韓国に10月2日から訪問することについて議会事務局から連絡は入っているか。把握する必要性、理由は何か。
- 2 議員、議会事務局長、市長、秘書広報課長の訪問にあたって、地方公共団体の機関たる鎌倉市として対応した事務全ては何か。
- 3 市長と秘書広報課長が市長部局として訪問するが、緊急時は市長に直接連絡するのか、秘書広報課長を通じて連絡するか。
- 4 原則、秘書広報課長は市長と行動を同一にしなければならないか。自由か。
- 5 韓国訪問の往路や滞在中に死亡怪我等事故が発生した場合には、秘書広報課長、議会事務局長には、公務災害が適応されるか。職員課の見解は如何か。
- 6 公務災害が適応されない場合、秘書広報課長自身、議会事務局長自身は、きちんとその認識にあるのか。訴訟リスク軽減の為、確認頂きたい。(茅ヶ崎市副市長の例もあるため)
- 7 市の把握する訪問者リストには、吉岡副議長はいるか。
- 8 子供たちに期限切れワクチン接種、多大なる白紙請求書問題は市長として、任期中のものは責任があると思うが、如何か。

3 答弁

- 1 議員の訪問については、事前に口頭での連絡を受けています。これは、市長と市議会議員が同時に訪問するものであることから、情報として事前に連絡を受けたものです。
- 2 安東市からの「安東の日」イベントへの招待状受付、市長の予定確認、庁内システムへの予定入力を行いました。
- 3 緊急時の対応については、その内容によって、市長及び秘書広報課長、それぞれに対して緊急連絡することができる体制をとっています。

- 4 公務中ではない場合には、市長と行動を同一にする必要はありません。
- 5 秘書広報課長及び議会事務局長の韓国訪問については、公務の出張ではないことから、その過程において死亡怪我等の事項が発生した場合は、公務災害は適用されません。
- 6 前項のとおり認識していたことを確認しました。
- 7 「訪問者リスト」は把握しておりませんが、吉岡副議長が訪問する予定であることについては承知しています。
- 8 行政の事務執行に係る責任の所在については、市長にあります。
この度の子ども達への有効期限切れワクチンの使用、また、白紙請求書の使用については、あってはならないこととして、重く受け止めており、今後、再発防止に向けて取り組んでまいります。